

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第12号

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則等の一部を改正する規則

(京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部改正)

第1条 京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を次のように改正する。

本則表以外の部分中「(大学を除く。)」を削る。

(京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の組織及び運営に関する規則の一部改正)

第2条 京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の組織及び運営に関する規則の一部を

次のように改正する。

第2条ただし書中「大学及び」を削る。

(京都市野外活動施設花背山の家の組織及び運営に関する規則の一部改正)

第3条 京都市野外活動施設花背山の家の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「(大学を除く。)」を削る。

(指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則の一部改正)

第4条 指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「大学を除く。」を削り、「常勤の」の右に「職員」を、「占める」の右に「職員のうち、」を加える。

第3条第1項中「同じ。）」の右に「、副校長」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)